

薩摩川内市公告第325号

薩摩川内市物品会計規則（平成16年薩摩川内市規則第68号）第20条第1項の規定により、金属スクラップの売却処分を次のとおり行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項及び薩摩川内市契約規則（平成16年薩摩川内市規則第72号。以下「契約規則」という。）第34条で準用する契約規則第3条の規定により公告する。

令和8年6月25日

薩摩川内市長 田中良二

1 入札に付する事項

次に掲げる物品の売却

- (1) 鉄くず
- (2) 雑線
- (3) 銅板

2 売却内容

引渡し場所、予定数量、履行期間等については、金属スクラップ（単価契約）売却要領のとおりとする。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

薩摩川内市内に住所を有する個人又は所在地を有する法人（法人にあつては薩摩川内市に本店又は支店等を置く企業）のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 令第167条の4（第1項第3号を除く。）に規定する者に該当しないこと。
- (3) 薩摩川内市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成28年薩摩川内市告示第143号）第3条に規定する者に該当しないこと。

4 金属スクラップ（単価契約）売却要領を示す日時及び場所

- (1) 日時 令和8年6月25日（木）から令和8年7月24日（金）まで
（閉庁日は除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 場所 薩摩川内市水道局下水道室

5 入札参加手続

入札参加手続は以下のとおり

(1) 提出書類

- ア 入札参加申込書
- イ 滞納のない証明書
- ウ 暴力団排除に関する誓約書
- エ 登記事項証明書（現在事項証明書）※法人に限る。

- (2) 受付期間 令和8年6月25日（木）から令和8年7月24日（金）まで
（閉庁日は除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 場 所 薩摩川内市水道局 2階 下水道室

6 入札執行の日時及び場所

入札日	物品	入札開始時間	受付時間	場所
令和8年8月7日 (金)	金属スクラップ	午後1時30分	午後1時10分 から 午後1時25分	薩摩川内市 水道局2階 大会議室

7 入札保証金は、契約規則第7条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

8 契約保証金は、契約規則第42条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

9 本公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

10 契約の条件

売買契約の締結時期は、落札決定後7日以内とする。

10 引渡しについて

(1) 売買契約の締結後に引渡しを行う。

(2) 物品の積込み、運搬等の必要とされる費用は、全て落札者の負担とする。

(3) 落札者への引渡し方法は現状渡しとする。

なお、現物の確認を行っていなくても入札には参加できるが、その場合は物品の状態を確認しているものとみなし、入札後の異議不服申立ては一切認めない。

(4) 一度引渡した物品は、いかなる理由があっても返品・交換はできない。

(5) 引渡し後の物品の保管は、落札者の責において行うこと。

11 売買代金について

売買代金は、物品の引渡し後30日以内に納入通知書にて支払うこと。

12 その他必要と認める事項

(1) 予定価格以上の最高価格で入札した者を落札者とする。また、最高価格による入札者が2名以上あるときは、くじで落札者を決定する。

(2) 郵便及び電信による入札は認めない。

(3) 入札に参加しようとする者は、印鑑（スタンプ印不可）を持参すること。

(4) 売却する物品の現物確認期間は次のとおりとする。

期 日	時 間	物 品	場 所
令和8年6月25日(木) から 令和8年7月24日(金) (閉庁日は除く)	午前9時00分から 午前11時30分 午後1時30分から 午後4時30分	金属スクラップ	宮里浄化センター (宮里町2345番地)

13 問合せ先

薩摩川内市 水道局 下水道室

電話 0996-20-8503 (内線235)